破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第１４０号

京都市下京区油小路通松原上る麓町650番地3

債務者　田中佐有子

1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川　和明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月４日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第６９号

佐賀県鳥栖市曽根崎町1635番地８　ガーデンシティー曽根崎603

債務者　末次　芳光

1　決定年月日時　平成30年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甘利太希裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１６４号

名古屋市天白区原３丁目1802番地　メゾン第五初島　303号、従前の住所名古屋市瑞穂区亀城町５丁目29番地

債務者　髙城　智也

1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣瀬　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１３０４号

大阪市福島区玉川４丁目10番20号ノアール玉川コート　501号、前住所大阪市福島区吉野５丁目13番７号

債務者　黒瀬　陽子（旧姓上村）

1　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍵谷　文子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３号

三重県三重郡川越町大字豊田706番地１　プランドール105号室

債務者　大橋　恵寿

1　決定年月日時　平成30年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　啓丞
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第２１３号

埼玉県上尾市大字壱丁目402番地22　プレミールハイツ201

債務者　金津　雄亮

1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　良介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２４５号

さいたま市南区大字大谷口5113番地５

債務者　佐藤　和法

1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉原　早苗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７４号

埼玉県熊谷市拾六間823番地31　コーポナミキ101

債務者　熊谷　健治

1　決定年月日時　平成30年４月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　自在　　暁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第８１号

埼玉県大里郡寄居町大字三ケ山128番地14

債務者　小嶋　嘉彦

1　決定年月日時　平成30年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　宏樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月10日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第５０４号

愛知県刈谷市銀座４丁目40番地　グランドメゾン刈谷1503号、従前の住所愛知県安城市御幸本町14番１号

債務者　杉浦　昌博

1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　友梨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１６８号

埼玉県春日部市小渕320番地５　レッズ小渕101、旧住所埼玉県春日部市藤塚1297番地23

債務者　片見　達也

1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富田　陽平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１８３号

埼玉県春日部市谷原２丁目10番地８　第２春日部マンション319号

債務者　大島　信義

1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第３９３号

愛知県小牧市大字三ツ渕1459番地１　アドラブールＹ102号

債務者　尾関　美香

1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舟橋　拓馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８２号

熊本市南区出仲間１丁目１番６号

債務者　緒方　智宏

1　決定年月日時　平成30年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木上　　望
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第３７８号

北海道北広島市共栄町１丁目10番地１

債務者　山下　金吾

1　決定年月日時　平成30年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　　完
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３３号

北海道帯広市東８条南19丁目８番地10　リバティー101

債務者　菅野　直樹

1　決定年月日時　平成30年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木涼太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係